

【急傾斜地崩壊危険区域指定調書作成】

(1) 指定調書作成

本歩掛の適用範囲は、急傾斜地崩壊危険区域指定に必要な調書等の作成に適用する。

(1箇所当り)

区分	職種	直 接 人 件 費						
		主任 技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
現地調査					0.5		1.0	1.0
作業計画					0.5		1.0	
指定調書作成						1.0	1.0	3.0
指定図面作成						1.0	4.0	3.0
区域台帳作成						1.0	2.0	2.0
報告書作成					0.5	1.0	1.0	1.0
合 計					1.5	4.0	10.0	10.0

※1 「現地調査」、「作業計画」、「報告書作成」は急傾斜詳細設計業務に含めて委託する場合は、計上しない。

(2) 設計協議

本歩掛の適用範囲は、急傾斜地崩壊危険区域指定の設計協議に適用する。

(1箇所当り)

職種 区分		直 接 人 件 費						
		主任 技術者	技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員
第1回打合せ				0.5	0.5	0.5		
成果品納入時				0.5	0.5	0.5		
合 計				1.0	1.0	1.0		

※1 設計協議は、第1回打合せ、成果品納入時の計2回を標準としている。

※2 急傾斜詳細設計業務に含めて委託する場合は、計上しない。